金融行政の取組みについて

～ファンド業務を中心として～

平成２４年３月２６日

金融庁監督局　証券課
課長補佐　大橋　英樹

○金融商品取引法

規制の横断化と柔軟化

＜金融商品取引法（いわゆる「投資サービス法」）＞

（18年6月7日成立）

〔従前の法律（縦割り規制）〕

- 証券会社（証券取引法）（有価証券の販売・勧誘、引受等）
- 金融先物取引業者（金融先物取引法）(金融デリバティブ、外為証拠金)
- 商品ファンド販売業者（商品ファンド法）
- （規制なし）組合持分等の（仲介業者を通じない）自己募集
- 証券投資顧問業者（投資顧問業法）（有価証券の運用、投資助言）
- 投資信託委託業・投資法人資産運用業者（投資信託・投資法人法）
- 組合持分等の投資運用
- 資産管理（有価証券等の保護預かり）

横断化

金融商品取引業者

柔軟化

〔取扱い商品・業務内容〕〔参入要件〕

〔取扱い商品・業務内容〕	〔参入要件〕
第一種金融商品取引業 ※1（流通性の高い有価証券に関する販売・勧誘、引受け、募集・売出しの取扱い 等）	登録制（一般的な業者の場合）・名称・資本金・住所・役員等の氏名・業務の種別・他の事業 等・財産的基盤・人的構成の適確性・欠格要件
投資運用業 第二種金融商品取引業（流通性の低い組合持分等の販売・勧誘等） 投資助言・代理業	

※1：「証券会社」の名称は引き続き使用可能。

特例業務届出者（組合持分の適格機関投資家等（適格機関投資家＋49人以下）のみに対する私募・運用業務 ※2）	届出制

※2：特例業務届出者に対する行為規制は虚偽の説明の禁止、損失補てんの禁止のみ適用

- 証券仲介業者（証券取引法）
- 有価証券以外の取引の媒介

金融商品仲介業者 ※3	登録制

※3 誠実義務、標識掲示義務、広告規制、虚偽説明の禁止、損失補てんの禁止、適合性の原則、不招請勧誘・再勧誘の禁止を適用。

	行為規制 ※4	一般投資家向け	プロ投資家向け
共通	・顧客に対する誠実義務	適用	適用
	・営業所又は事務所ごとに標識を掲示する義務	適用	適用
販売・勧誘	・広告規制（利益の見込み等について著しく事実に相違する表示をすること、及び著しく人を誤認させるような表示をすることを禁止）	適用	<不適用>
	・書面交付義務（契約締結前の書面交付義務、契約成立時の書面交付義務等）	適用	<不適用>
	・虚偽の説明の禁止	適用	適用
	・損失補てんの禁止	適用	適用
	・適合性の原則（顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行ってはならない）	適用	<不適用>
	・不招請勧誘、再勧誘の禁止 一般的な制度と位置づけつつ、具体的な適用範囲を政令で指定 ※ 一般投資家向けの外為証拠金取引が対象	適用	<不適用>
運用・助言	・忠実義務、善管注意義務	適用	適用
	・利益相反行為の禁止	適用	適用
	・運用報告書の交付義務	適用	<不適用>
有価証券の保護預り	・分別管理 等（自己の固有財産と分別して管理しなければならない）	適用	適用

※4 金融商品取引業者に対する行為規制

○規制対象化したファンド

組合持分（集団投資スキーム）
→「みなし有価証券」へ

●組合その他いかなる方法をもってするかを問わず、
・他者から金銭などの出資・拠出を受け、
・その財産を用いて事業・投資を行い、
・その事業から生じる収益等を拠出者に分配する仕組みを包括的に対象にする。

※ 民法上の組合、商法上の匿名組合などあらゆる形態を含む。

以下のいずれかに該当するものは除く。
・出資者の全員が出資対象事業に関与するもの
・出資者が出資又は拠出の額を超えて収益の配当又はその事業に係る財産の分配を受けないもの　等

※ 販売・勧誘については、ファンドの行う事業、投資（有価証券、不動産、商品）を問わず、「第二種金融商品取引業」として規制。
※ 運用行為については、主として有価証券等に投資する場合にのみ「投資運用業」として規制。

※ １人以上の適格機関投資家と49人以下の一般投資家対象のファンドに係る販売・勧誘及び運用行為は、「適格機関投資家等 特例業務」として規制。
○届出制
○損失補てん、虚偽告知のみ禁止
○報告徴求と立入検査権限のみ

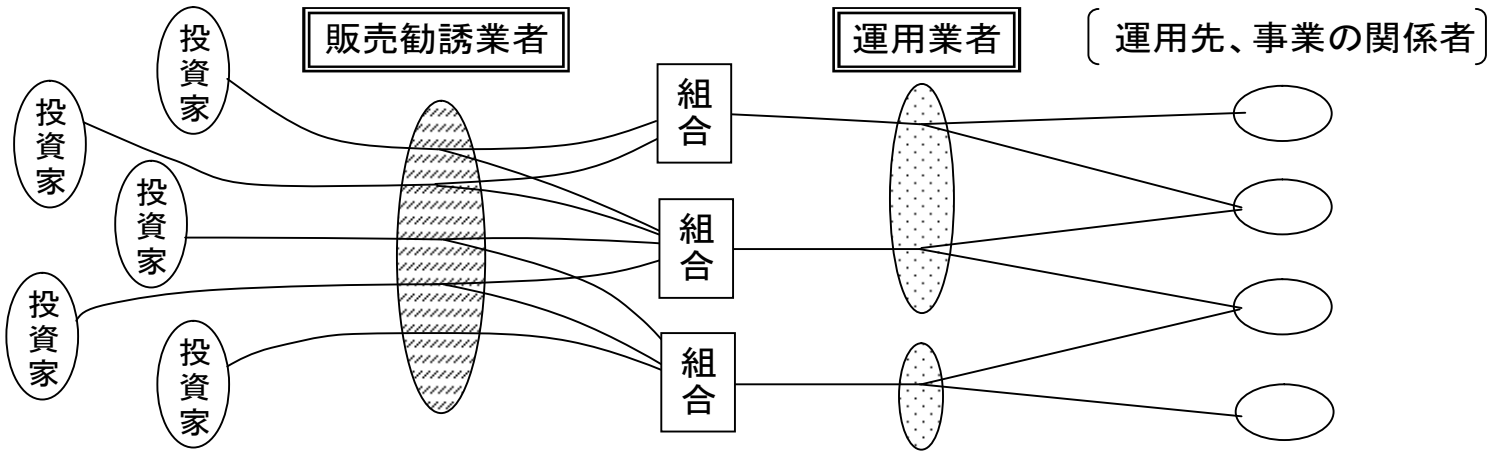

第二種金融商品取引業者数の推移

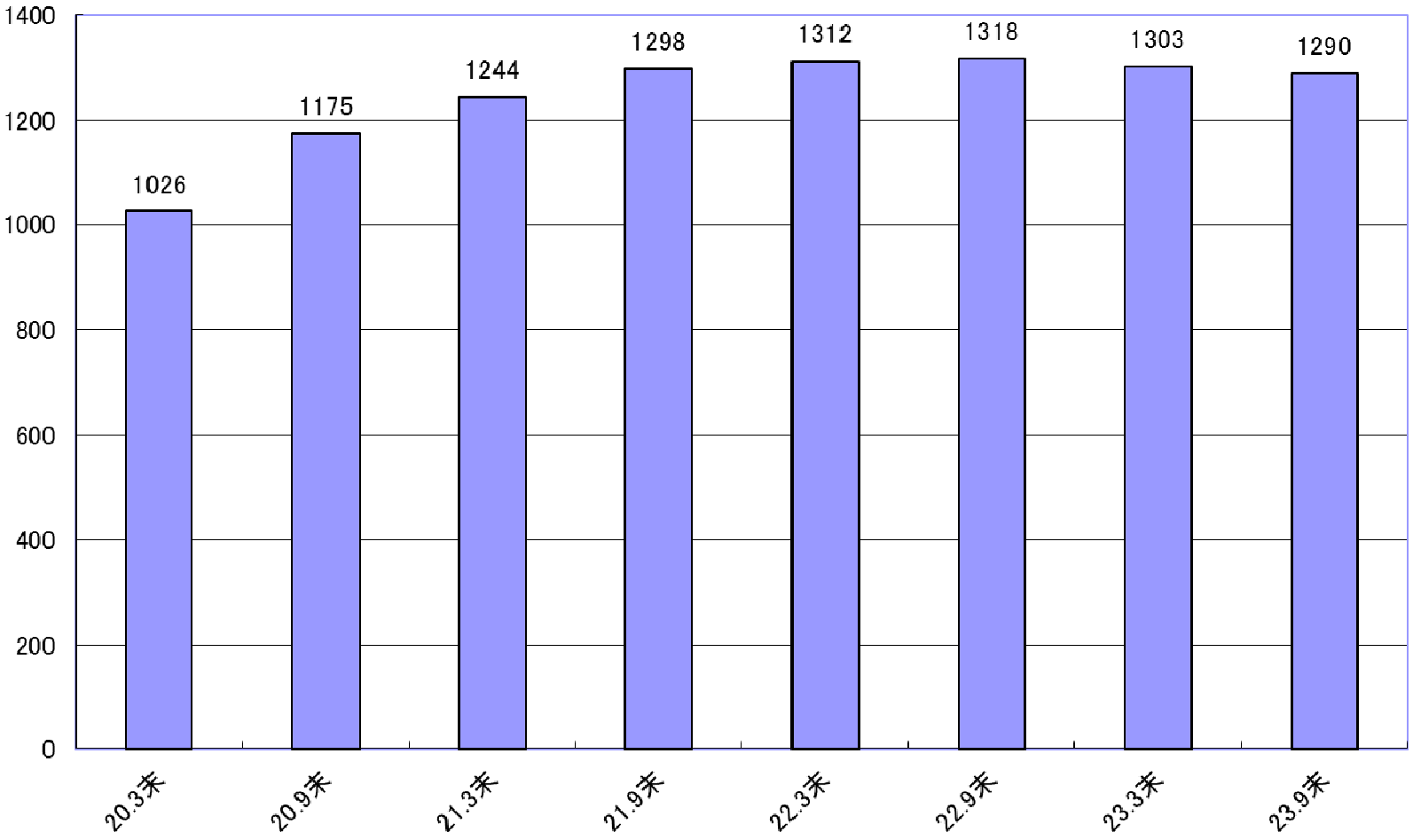

○ ファンドモニタリング調査 －１

１．調査の概要

ファンドモニタリング調査は、平成22年9月から、ファンド（投資信託、投資法人及び集団投資スキーム（※）をいう。以下同じ）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。以下同じ）・運用の実態を把握するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、ファンドの販売業者及び運用業者に対し実施している。

※　本調査において、集団投資スキームとは、金融商品取引法第２条第２項第５号、６号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組みをいう。

２．　調査項目

- 調査対象業者が販売又は運用を行うファンド名
- ファンドの形態
- 設定日
- 権利者数
- 権利者属性とその割合
- 直近１年間の募集等額
- 運用財産額
- 分配金
- レバレッジ
- 投資対象とその割合
- 投資対象地域等

※調査項目は、ファンドの形態及び取扱う業務によって回答不要としているものもある。

○ ファンドモニタリング調査 － 2

３．　調査対象業者（国内業者のみ）

ファンドの販売業者及び運用業者4,318社・者（金融商品取引業者896、登録金融機関677、適格機関投資家等特例業務届出者及び特例投資運用業者2,745）

⑴　本調査において、販売業者とは、以下の者をいう。

- 第一種金融商品取引業者（投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券の販売を行う者）
- 第二種金融商品取引業者（集団投資スキーム持分の販売を行う者）
- 適格機関投資家等特例業務届出者（集団投資スキーム（うちプロ向けファンド）持分の販売を行う者）
- 登録金融機関（投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券の販売を行う者）

⑵　本調査において、運用業者とは、以下の者をいう。

- 投資運用業者（投資信託、投資法人及び集団投資スキームの運用を行う者）
- 適格機関投資家等特例業務届出者（集団投資スキーム（うちプロ向けファンド）の運用を行う者）
- 特例投資運用業務届出者（金商法施行前に募集が終了しているファンドの運用を行う者）

⇒　***調査対象業者が調査に応じることにより、正確な実態把握が可能に。***

○ ファンドモニタリング調査の結果「集団投資スキーム」－１

１．販売状況

（１）ファンド数及び販売額合計

平成22年度は平成21年度と比較すると、ファンド数は減っているものの、販売額合計は増えている。

	平成21年度 （平成21年４月～同22年３月）	平成22年度 （平成22年４月～同23年３月）
ファンド数	2,285本	2,255本
販売額合計	１兆2,244億円	１兆5,050億円

（２）商品分類別の販売額等

商品分類別では不動産ファンドが多数を占めている状況。ただし、平成21年度は販売額全体の過半数を占めていたが、平成22年度は約4割と減少している。

	平成21年度 （平成21年４月～同22年３月）	平成22年度 （平成22年４月～同23年３月）
不動産ファンド	(234本)6,388億円：52%	(227本)6,469億円：43%
現物ファンド	(1,522本)910億円：7%	(1,429本)1,149億円：8%
アクティビスト	－	(9本)535億円：4%
ヘッジファンド	－	(96本)517億円：3%
バイアウト	(36本)464億円：4%	(23本)424億円：3%
事業再生	(23本)500億円：4%	(23本)373億円：2%

○ ファンドモニタリング調査の結果「集団投資スキーム」－２

２．運用状況

（１）ファンド数及び運用財産額合計

平成22年度は平成21年度と比較すると、ファンド数は若干減少し、運用財産額合計は約5兆円程度減少している。

	平成21年度 （平成21年４月～同22年３月）	平成22年度 （平成22年４月～同23年３月）
ファンド数	5,189本	5,071本
運用財産額合計	23兆5,713億円	18兆9,899億円

（２）商品分類別の運用財産額等

商品分類別では不動産ファンドが多数（70%）を占めている状況。また、バイアウト、ベンチャー、メザニンといった主に企業に対して投資するファンドが、5,000億円～8,000億円規模で存在。なお、不動産ファンドの収益は、平成21年度は1兆1,017億円のプラスとなっていたが、平成22年度は▲2,018億円のマイナスとなっている。

	平成21年度 （平成21年４月～同22年３月）	平成22年度 （平成22年４月～同23年３月）
不動産ファンド	(1,841本)15兆8,708億円：67%	(1,459本)13兆4,476億円：70%
バイアウト	(156本)7,097億円：3%	(150本)8,648億円：5%
ベンチャー	(1,034本)9,444億円：4%	(1,020本)7,577億円：4%
メザニン	(57本)6,365億円：3%	(46本)5,496億円：3%
事業再生	(153本)4,782億円：2%	(138本)4,025億円：2%

○（参考）ファンドモニタリング調査 の集計結果（全体）－１

○　調査対象ファンドの販売（新規募集等）状況（平成22年４月～同23年３月）

	販売本数（本）	販売金額（億円）	うち「ヘッジファンド」	
			販売本数（本）	販売金額（億円）
国内投資信託	18,124	688,747	80	3,549
国内投資法人	11	722	－	－
外国投資信託・外国投資法人	1,053	49,043	62	1,320
集団投資スキーム	2,255	15,050	97	518
合計	21,443	753,562	239	5,387

※　販売本数については、複数の販売業者が一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なる。

○　調査対象ファンドの運用状況（平成23年３月末時点）

	運用本数（本）	運用財産額（億円）	うち「ヘッジファンド」	
			運用本数（本）	運用財産額（億円）
国内投資信託	8,556	1,502,146	203	10,823
国内投資法人	54	83,791	－	－
外国投資信託・外国投資法人	721	274,538	74	18,958
集団投資スキーム	5,071	189,899	169	569
合計	14,402	2,050,374	446	30,350

※　外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会員（設置されていない場合は販売業者）が回答している。

○（参考）ファンドモニタリング調査 の集計結果（全体）－２

○　調査対象ファンドの販売状況（平成21年４月～同22年３月）

	販売本数（本）	販売金額（億円）	うちヘッジファンド	
			販売本数（本）	販売金額（億円）
国内投資信託	16,177	656,761	10	41
国内投資法人	9	350	－	－
外国投資信託・外国投資法人	912	44,142	69	2,651
合計	19,383	713,497	144	2,945

※販売本数については、複数の販売業者が一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なる。

○　調査対象ファンドの運用状況（平成22年３月末時点）

	運用本数（本）	運用財産額（億円）	うちヘッジファンド	
			運用本数（本）	運用財産額（億円）
国内投資信託	8,253	1,522,882	193	8,774
国内投資法人	50	84,279	－	－
外国投資信託・外国投資法人	599	244,053	73	23,935
合計	14,091	2,086,927	357	33,071

※外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会員（設置されていない場合は販売業者）が回答している。

○ 2種業者の処分事例－1

処分日	業者名	問題点	処分内容	二種業協会
H20.8.7	A社	①人的構成を有しない者（法第29条の4第1項第1号ニ） ②変更登録前の第一種業（法第31条第4項）	・登録取消し ・業務改善命令	未加入
H21.6.25	B社	○人的構成を有しない者（法第29条の4第1項第1号ニ）	・業務停止（3か月） ・業務改善命令	未加入
H21.6.26	C社	①虚偽・誤解表示（業府令第117条第1項第2号） ②著しく誤認させる広告（法第37条第2項） ③名義貸し（法第36条の3）	・業務停止（6か月） ・業務改善命令	未加入
H21.7.10	D社	○営業管理態勢・内部管理態勢の不備（法第51条）	・業務改善命令	未加入
H21.8.6	E社	①純財産額の最低基準額割れ（法第29条の4第1項第5号ロ） ②分別管理義務違反（法第42条の4） ③名義貸し（法第36条の3）	・業務停止（6か月） ・業務改善命令	未加入
H21.9.11	F社	①名義貸し（法第36条の3） ②ファンド出資金の流用等（法第52条第1項第9号） ③誤解を生じさせる広告及び表示等（法第37条第2項・業府令第117条第1項第2号） ④変更登録前の私募の取扱い（法第31条第4項） ⑤不正の手段による変更登録（法第52条第1項第5号）	・登録取消し ・業務改善命令	未加入
H21.10.29	G社	①虚偽・誤解表示（法第38条第6号・業府令第117条第1項第2号） ②分別管理義務違反（法第42条の4） ③有価証券報告書の虚偽記載（法第24条第5項で準用する同条第1項） ④虚偽の告知（法第38条第1号）	・登録取消し ・業務改善命令	未加入
H21.12.3	H社	○自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する行為（法第42条の2第7号・業府令第130条第1項第2号）	・業務停止（3か月） ・業務改善命令	未加入
H22.2.1	I社	①出資金の使途が不明な状況（法第51条） ②分別管理が確保されていない状況で行う私募（法第40条の3） ③収益が上がらない状況で配当金を支払いつつ、行った私募（法第51条）	・業務停止（2か月） ・業務改善命令	未加入
H22.2.8	J社	①重大な管理不備がありながら行った、ファンド持分の販売（法第52条1項9号） ②無登録業者にファンド持分の勧誘を行わせている状況（法第51条）	・業務停止（3か月） ・業務改善命令	未加入

○ 2種業者の処分事例－2

処分日	業者名	問題点	処分内容	二種業協会
H22.4.16	K社	①ファンド運用に係る無登録営業（法第29条） ②無登録業者の運営するファンドへの出資等（法第51条） ③金融商品取引契約の締結又は勧誘に関し、虚偽のことを告げる行為（法第38条第1号）	・業務停止（6か月） ・業務改善命令 （警告等）	未加入
H22.4.19	L社	○ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等（法第38条第6号・業府令第117条第1項第2号）	・業務停止（2ヶ月） ・業務改善命令	未加入
H22.4.20	M社	○名義貸し（法第36条の3）	・業務停止（2か月） ・業務改善命令	未加入
H22.6.3	N社	①分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為（法第40条の3） ②契約締結前交付書面等の記載とは異なる業務運営の状況（法第51条） ③法令遵守態勢の欠如（法第51条）	・業務停止（1か月） ・業務改善命令	未加入
H22.6.29	O社	①誤解を生ぜしめるべき表示（法第38条第6号・業府令第117条第1項第2号） ②契約締結前交付書面の不備（法第37条の3第1項）	・業務停止（2ヶ月） ・業務改善命令	未加入
H23.4.7	P社	①金融商品取引契約につき、顧客に対し、特別の利益の提供を約する行為（法第38条第6号・業府令第117条第1項第3号） ②分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為（法第40条の3）	・業務停止（3ヶ月） ・業務改善命令	未加入
H23.4.19	Q社	○集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為（法第38条第6号・業府令第117条第1項第3号）	・業務停止（3ヶ月） ・業務改善命令	未加入
H23.4.28	P社	○業務停止命令期間中の営業行為（法第52条第1項第6号）	・登録取消し ・業務改善命令	未加入

金融審議会金融分科会第一部会報告（抜粋）

― 投資サービス法（仮称）に向けて ―

平成17年12月22日

Ⅸ．自主規制機関

１．自主規制機関の役割

金融技術やIT技術の進展なども背景に、これまでになかった新たな金融商品が次々と販売されるようになってきている中、利用者保護及び市場の公正確保と金融イノベーションの促進の両立を図るには、法令に基づく規制のみによることは困難な面がある。国際的にも、IOSCO（証券監督者国際機構）において「規制体制は、市場の規模と複雑さに照らし適切な程度において、それぞれの分野について一定の直接的な監督責任を担う自主規制機関を適切に活用するものとすべき」との指摘がなされている（証券規制の目的と原則2003年5月改訂）。

自主規制機関は、業者を会員としつつも、自主規制業務の独立した遂行体制を確立した上で、適切な行為規範を定め、会員にその遵守を求めることなどをつうじて、市場と業者に対する利用者の信頼を高める立場にある。我が国においても、行政を補完して、自主規制機関がその役割を適切に発揮することがより重要になると考えられる。

○ 最後に

平成22年11月1日
第二種金融商品取引業協会　設立

平成23年6月30日
金融商品取引法上の認定協会（自主規制機関）として認定

↓

法的規制＋自主規制

平成23年8月26日　公表
「平成23事務年度　金融商品取引業者等向け監督方針」

→

「二種業協会が自主規制機能を発揮し、投資者保護が図られるよう二種業協会の活動を含め、第二種業に係る投資者保護に向けた一層の取組みを促す」

金融庁として今後の活動に期待